

【論説】

「意味」としての法

—記号、象徴、物語として法を理解する—

北村隆憲

[目次]

概要

1. 「法」の2つの側面—「手段としての法」と「意味としての法」
2. 意味を経験する
 - 2.1 「経験」の「意味」
 - 2.2 記号＝意味宇宙としての社会的世界
 - 2.3 法的象徴(シンボル)の問題—法は何によって指し示されるか
3. 法の二つの意味作用—「デノテーション」と「コノテーション」
 - 3.1 赤信号は「語る」
 - 3.2 法の象徴的機能—米国禁酒法のコノテーション
 - 3.3 「らい予防法」にみる法のコノテーション
 - 3.4 「飲酒運転者」のイメージを創出する—交通法規の意味論
4. 法廷における「事実」の認定と構築
 - 4.1 リアリズム法学における「事実」
 - 4.2 「事実の創出」としての事実認定
5. 法の物語・法における物語
 - 5.1 法と物語
 - 5.2 法廷における物語
 - 5.3 物語りとしての「紛争／トラブル」の語り
6. 法の意味の力と社会的世界
 - 6.1 日常世界の意味構成における法の役割
 - 6.2 法の意味による社会的現実の創出
 - 6.3 結語

[参考文献]

概要

法社会学は、「経験」科学である。経験とは、私達が生の中、他者やその行為、あるいは様々な事物や出来事と出会い交流・交感することである。法社会学は、こうした私たちの様々な経験を土台として、「法」を理解しようとする試みである。

しかし、私たちは世界の事物や出来事に、単なる物理的存在として出会うわけではない。法社会学が研究する「社会」や「法」は、意味の(相互)理解という私達の行為を通じて、記号と意味の複雑な体系としてたち現れてくるような存在である。本稿では、記号／象徴／物語の働きによって理解され作動する「意味としての法」という視点から、私達の日常的な基本的な経験から出発して、どのように法的世界が現象し理解されるのか、また、法がどのように私達の日常生活を形作っているのかについて、一つの見方を提案する。

こうした観点から「法」を見ることは、新たな「法」に関する理解を浮かび上がらせるとともに、法と社会研究に新たな研究課題をも示唆することになるだろう。¹

1. 「法」の2つの側面―「手段としての法」と「意味としての法」

今日は待ちに待った彼(女)とのデートの日だ。初めてフレンチ・レストランで一緒にディナーをとることになっている。あなたは「食事」はうまく行った、と思っていたのだけれど、彼(女)は食後に訳のわからない理由をつけて、さっさと席を立てて帰ってってしまった。

食事をとる行為は、生物としての欲求を充足させるとともに、食事の目的を達成するために、食べ物の状態を変化させるという技術的・機能的意味を持っていることはいまでもないだろう。けれども、彼(女)とのディナーで大事だったのは、食欲を満たすことだけではなかったはずだ。あなたがもし、スープを音を立ててすすったり、食

¹ 本稿末尾の参考文献がほとんど2000年以前のものであることから想像しうるように、この小論は18年ほど前に、ある法社会学編著のために書かれたものである。事情でその出版がなされないままとなった。本稿では、構造言語学、記号論、物語論などの領域のアイデアを＜法と社会＞研究に取り入れる小さな試みを行なうとともに、それを通じて、千葉正士博士の提起した「法的シンボル／法の象徴的機能／法文化」の概念（千葉 1977・78, 1988, 1991）の一部をさらに展開する方向を模索した。その後筆者は、理論的・方法論的には、本稿に示されているような法の理解の仕方からはやや距離をとることとなり、また本稿はテキストブックの一部として書かれたものではあるものの、法を「意味」の織物として探究する法と社会の研究という考えを平易に述べたものである点で、現在でも一定の価値を有するのではないかと考え、本文と文献に若干変更を加えて、ここに掲載する。

器をガチャガチャ鳴らしたり、あるいはいかにもガツガツとフォアグラを丸ごと飲み込んだりしていたら、あなたのその「食事の仕方」において、意図せずに、自分の文化的・社会的・個人的特性を表出してしまったことになる。人間行動は、このように、ある目的を達成するために外界に直接影響を与えるような「技術的・機能的」行為と見ることもできれば、同じ行為を、外界に直接影響を与えるわけではないけれども、世界の意味を表現したり伝達したりする「表現的・記号的」行為と見ることもできる。もちろん、この二つの見方は、どちらが正しいということではなく、相補的な観点であるが、概して、人々の行為や出来事について、分析的に、この二つの観点を区別することができる(リーチ 1981)。

この区別を、法社会学研究の文脈に引きうつすことができる。法社会学が「法と社会」を研究する際に前提される法に関する一つのポピュラーな観点がある。法を主として社会生活を維持・規制・変更するための道具、つまり手段的・技術的な目標達成技術とみなし、法が社会と社会成員に対して外在的なサンクションや誘因として効果・影響を及ぼすものとする視点(「手段としての法」)である。これと対照的な観点の一つとして、法をそれ自体ある種の意味を発したり伝達する表現的・記号的なものとして把握して、法がそれ自体特定の社会的意味とイメージを表現したり、私達の意識や思考を構成する媒体、つまり社会的行為が理解されるための枠組みやメディアとなって私達の行なう社会的行為の意味を内在的に形成するとみなす法の見方があるだろう(「意味としての法」)。本章では、後者の「意味としての法」という観点から、「意味」を生み出し相互理解を実現させる「記号」「象徴」「物語」という現象をキーワードにして、法社会学の研究対象である「法と社会」がどのように見えてくることになるか、これについて検討していく。

2. 意味を経験する

2.1 「経験」の「意味」

「意味としての法」と言ったけれども、そもそも「意味」とはなんだろうか。法社会学が「経験」科学であるという学問的性格との関係で、「意味」の「意味」を考えてみよう。

法社会学は「経験」科学の一つだといわれる。簡単に言えば、机上の空論で済ますのではなく、人間の「経験」に基づく資料(データ)を駆使して、＜法と社会＞を探求する、ということである。「経験」というと、なにか特別に珍しくて驚くべき出来事に出くわすこと、と思うかもしれないが、それだけが「経験」なのではない。私達が日々の生活の中で感覚・知覚能力を使って世界(モノ・コト・ヒト)に出会うことをすべて「経験」と考えておこう。ということは、「経験」とは、私達の生そのものの根本的な形式といってもよいことになる。私たちの生きる世界は、物理的存在で満ちているようにみえるから、私達が経験を媒介に出会う＜世界＞もそうした物理的に理解される限りのモノだと思

うかもしれないが、実はそうではない。次の例で考えてみよう。

A君はどうやらBさんが好きらしい。法社会学の授業が終わって、AはきょろきょろとBを探している。Aは、ガールフレンドが沢山いると噂の親友のCには話してあったのだけれど、「今日こそはBさんに僕の存在を知ってもらうんだ」と決意して授業にやってきたのだ。やっとBを見つけたAは、Bに向かって盛んに「臉を開閉」している。これにはCは笑ってしまった。「お前のウインクは滑稽だね。ウインクっていうのはこうやるんだよ」といいながら、Aの下手なウインクを「真似」して見せて、その後で上手な気の引き方を教えてくれた。「そんなに俺、下手かなあ」。馬鹿にされたAは自宅に戻って鏡の前で一生懸命「ウインクの練習」をしたのだった。

AとCの行為は、すべて＜物理的＞には、同じ「臉の開閉」である。カメラでこれを写せばすべて同じような動作が写っているはずだ（そしてそれを見ただけでは、「何をやっているのか」はわからない）。けれども、AとCにとって（多分Bにとっても）重要なのは、＜物理的には＞「同じ」に見えるこれらの行為がそれぞれ異なる「意味」を持っているということ、つまり、「（下手な）ウインク」であったり、「ウインクの模倣」であったり、「（上手な）ウインクの教示」であったり、「ウインクの練習」であったりする、これらの行為の異なる「意味」なのだ。社会的世界に生きる私達は、その場における相互行為や行為の状況を参照しながら、特定の行為がどのような「意味」を有する行為なのかを理解（あるいは誤解）しつつ生きている。つまり、私達が「経験」するものは、物理的な存在そのものというよりも、その「意味」にほかならない。

2.2 記号＝意味宇宙としての社会的世界

こうしてあなたが本を読んでいるとき、あなたはインクで刻印されたこの文字の連鎖を、滑らかに時にはギクシャクしながら追っている。あなたはそのとき、このインクの連鎖を単にインクの「しみ」としてではなく、あなたの中にイメージや概念を表示する有意味な記号（言語）として解釈する。それは、楽しさや興味や時には退屈を運んでくれる経験だ。あなたは、インクのしみを視線でなぞっていたのではなく、そこにさまざまな「意味」を読んでいたわけだ。読書に少し飽きたあなたは、部屋の窓に視線を移す。読書していたときには意識の辺縁で感じられた不分明な影が、今や鳥のさえずりや木々の枝の葉としてのハッキリとした「意味」を成す。無論、「意味」といっても、モースル符号のように人工的なルールにしたがって意味を解釈できるものもあるし、煙から火の存在（という意味）を察知するような自然な反応もあるし、あるいは、落ち行く一枚の木の葉から人生の悲哀（という意味）を感じる場合もある。また、あなたが人生に絶望して世界を「無意味」と感じたとしても、それは、あなたが世界と自分を考え直しはじめるきっかけと言う「意味」をもつかかもしれないし、親から見れば自分の子供が一人前の悩みを持つようになる成長という「意味」をそこに付与するかもしれない。最悪の場合でも、あなたはそこに自殺の理由（「意味」）を見つけることだろう（ただし、それは必

ずしも賞賛すべき「意味」ではないけれど)。世界は「意味」であふれている。私達は、世界や自分になんらかの意味を付与しなければ、一瞬たりとも生きられない(竹内 1981)。

この点で、生きるということは、知覚対象たる世界をさまざまに切り分けて(分節して)、多かれ少なかれ明確な境界を設定することによって、世界を整序して理解可能なものとする、つまり「意味づける(意味を付与したり読み取ったりする)」諸活動に従事するということと殆ど同じことになる。私たちがそこで暮らしている文化的・社会的世界は、このように、膨大な意味の集積した宇宙と考えることができる。人は、様々な他者や出来事やモノとの交流の中から作り上げられている膨大な意味の宇宙に産み落とされ、それを多かれ少なかれ受容しながらもそれを時として変容させつつ生きていく。「文化」という名前と呼ばれているのはこうした意味宇宙の複雑な網の目のことに他ならない(ギアーツ 1987)。

ところで、この「意味づける」という行為を検討してみると、文字がイメージや概念を指し示すように、あるいは好きな彼女(彼氏)の何気ない仕草が自分にとって重要な意義を持つように、知覚されたあるコト・モノ(意味するもの)が別のコト・モノ(意味されるもの)を指し示すという関係(記号関係)があることがわかる。この「意味するもの(「記号表現」)」と「意味されるもの(「記号内容」)」との両者が結びつくことによって「意味」が生じる(意味を付与したり読み取られたりする)事態(あるいは働き)を記号作用ないし記号表現と呼んでおこう。したがって、「記号(作用)」とは、自己によって自己以外の何者かを指し示すもの、換言すれば、現前する知覚物(モノ・コト)とそれとは別のあるものとの間に何らかの意味作用を発生されるような関係のことである(竹内芳郎 1981; 池上嘉彦 1984)²。

2.3 法的象徴(シンボル)の問題—法は何によって指し示されるか

記号(作用)が、自己によって自己以外の何者かを指し示すという関係性に基づくとなると、法に関して、二つの問題領域が見出されることになる。第一に、法を「記号内容」と考えて、法を表現する「記号表現」となる社会・文化的形式の諸形態を探求することである。第二に、法を「記号表現」と考えて、法がどのような社会・文化的意味を「記号内容」として表しているのかについて考察することである。前者は、「法的象徴(シンボル)」の問題、後者は「法の象徴的(シンボリック)機能」と呼ばれてきたテー

² 「自己によって自己以外の何者かを指し示す」という記号(作用)の様々な現象形態は、「記号」「サイン」「象徴」「信号」「アイコン」等の言葉で呼ばれている。こうした様々な記号は、記号現象を専門的に取り扱う言語学や記号論(記号学)と呼ばれる学問領域において、緻密な分類と定義が行なわれているが、それぞれの学問領域によって言葉遣いに「くせ」があり、統一的な用語法はないといつてよい。本章では、便宜上、厳密な概念区分は行なわず、「記号」「象徴」「信号」を区別せずに用いておく。

マ群（千葉 1977-78, 1988, 1991）に対応している。まず「法的象徴」の問題を考えてみよう。

「法」がどのような形式によって指し示されるのかと問われれば、現代のわれわれは、法は法文（法規）によって表現されるとするのが常識だろう。しかし、慣習法の領域では、古来、様々な「法的象徴」が存在した。例えば、法と習俗がある意味で一体化していたドイツの慣習法の中には、法と権利を指し示す様々な事物や儀式的な所作が数多く見出される。たとえば、法廷で証言することができるためには証人は証言の間ずっと耳を引っ張られていなければならない、といった現在から見れば奇異に映る一定の言葉や行為が、法的な意味を与えられていた（堅田剛 1985）。

民俗学、人類学によっても未開社会から様々な資料が集められた。人類学者は、法的シンボルが法を表現する現象を、未開法の重要な特徴と考えている。日本や他の社会で見出される法的象徴には、親族・身分を表す親族・身分呼称などの「言語的」な法的シンボルとともに、旗や記章、特定の色・形、アクセサリー、衣服、髪型等の身体装飾、公簿、証書などの物品、ジェスチャーや贈与・交換などの儀礼的な行動様式、などの「非言語的」な法的象徴がある。例えば、シャモジは、日本の伝統的習俗において一種の社会規範に基づく「主婦権」、つまり固用法上の権利を象徴するものと考えられる（千葉 1988）。

しかし、法的シンボルの研究は、単に、伝統的社会の古い法的慣行を收拾するということではない。それは、法がどのような社会的メディアによってその存在を解釈されたり理解されたりするのかという問題である。たとえば＜所有権＞は、日常生活においては、民法の規定において把握されていると同時に、「立ち入り禁止」の立て札や鉄条網などの社会的な事物、「こら、出て行け！」という社会的サンクション、母親の「空き地に入って遊んではダメですよ」というしつけの言葉、こういった様々なシンボルによって、重層的に社会的意味のネットワークに組み込まれている。これらの「法的象徴」を、「所有権」の法的定義と無関係として無視することは容易だが、実は、日常世界において、人々はこうした様々な社会・文化的諸形式、つまり「法的象徴」を通じて、法や所有権というものを現実的なものとして理解している。

例えば、裁判所の空間が特有の法と正義のイメージを作りだしている。裁判所の空間は、様々な手段により区分けされて記号となり、正義（法）を指し示す意味を創出する、法的象徴となりうる。わが国の最高裁判所は、物々しい巨大な城砦のような建築で有名である。大法廷の天井には天空に向けた大穴が口を開けて、あたかも混沌から宇宙が生成する母性的な光が舞い降りてくるようだ。それが、法廷の壁に向かい合っかけてかけられた、それぞれ「温かさ」を表す太陽と「冷厳さ」を示す月をモチーフにするタペストリーの対立と相まって、宇宙的広がり効果を与えている。そこには、西欧における片手に剣を片手に天秤を持つ正義の女神「ユスティティア」のような正義や法の可視的モデルは存在せず、むしろそのような「絶対者」としての正義のイメージの存

在が意図的に避けられている。つまり、絶対的な正義・法の象徴の「不在」によって日本的な正義と法（つまり、超越的な法・正義が存在しない正義と法のイメージ）が象徴されている（岩谷 1997）。

私達の日常的諸活動や諸事物からどのようにして法や正義の現実性の意味（イメージ）が作り出されたり維持されたりするのか、十分開拓された研究領域ではないとはいえ、法社会学の重要な研究テーマの一つを、「法的象徴」の問題は提供している。

3. 法の 2 つの意味作用－「デノテーション」と「コノテーション」

冒頭で、法の二つの見方、「手段としての法」と「意味としての法」の区別に言及した。その区別をもう少し具体化してみよう。

「意味としての法」は、法の表現的・記号的・伝達の側面である。従来法社会学で、「法の意味の伝達」に関する議論が無かったわけではない。しかし、それはここで言う「意味としての法」の観点からというよりは、むしろ「手段としての法」の観点からの理解であったといえよう。

法は、条文や判例というコトバつまり記号を媒介にして社会統制（社会行動を一定の行動様式に方向付けることによる社会秩序の形成と維持）を行なう。その際に法は法的社会統制に関わる人々に「法」の意味をコミュニケート（伝達）していると考えることができる。法的決定基準（法規範）が裁判官に対して（通常、制定法という記号を通じて）伝達されて、裁判官はその法的決定基準に基づいて判決を下すことができるし、法的決定（判決）によるサンクション（社会統制の手段）が当事者やサンクション実行者（たとえば、執行吏）に伝達され、あるいはその法的決定の理由付けが事件の当事者や上級裁判所に伝達される。また、これらの法の意味は、当該紛争の当事者や法専門家に対してだけではなく、社会の成員一般にも伝達されている。法過程は、このように、様々な「法の意味」のコミュニケーションを本質的に内蔵しているものと考えられてきた（川島 1982）。ただし、このように、「法の意味の伝達」、といっても、主として、法的社会統制の手段・方法として、つまり「手段としての法」として把握されていたことになる。

しかし、法の伝達する意味は、社会統制という目的に対する手段の観点から、個々の法規範や判決が伝達する一義的・直接的な意味（直示の意味＝デノテーション）だけではない。法は、その記号システムを通じて、より間接的・情緒的・暗示的な意味（共示の意味＝コノテーション）をコミュニケートすると考えることができる。この「コノテーション」と「デノテーション」という対概念を使って、「意味として法」の諸側面を身近な具体例の中から理解してみよう。

3.1 交通ルールにおけるデノテーションとコノテーション－「赤信号」は「語る」

あなたは免許証を取るために自動車教習所に通っている。いまだき車の運転ができなければ就職にも不利かもしれないし、何しろ免許を取ったら彼女を車に乗せてデートに出かけられるのだ。ひとつだけ気に入らないのは、教官が、尊大で口うるさいということ。今日も、実技教習で、信号機を指差して、「赤は進行禁止（の意味）だ」「緑は進行の信号だ」と繰り返しくりかえす。そんな当たり前のことはいいから、もっと愛想よく教えてよ…。

あなたの知っている交通「ルール」はこうだ。

赤信号→進行禁止、青信号→進行、黄色信号→注意³

赤信号は通行禁止を指示し、緑の信号は通過を意味し、黄色の信号は注意を表わす。異なる信号の色はそれぞれ行うべき運転行為を指し示している。ここにも又「記号表現」（意味するもの）と「記号内容」（意味されるもの）との結合関係、前者が後者をく指し示す＜働き、つまり「記号作用」が存在する。両者の結びつきのルールを「コード」と呼んでおこう。

赤信号が進行禁止を表わす、と言うけれども、一生懸命実技教習を受けているあなたにとっては、「赤信号」と「進行禁止」という概念は別のものではないはずだ。車を運転しながら、まず、「赤信号」を見て、それに「進行禁止」の意味を結びつける、ということをやらわけではないだろう。「赤」を見ればあなたも反射的にあなたの右足はブレーキペダルを踏んでいる。つまり、「記号表現」と「記号内容」と分けて考えると、この二つはコインの裏と表のように、一つの事態の現実には切り離せない二つの局面である。

また、「青」信号、というけれど、本当に「青い」信号など見たことがない。むしろ「緑」色に見える。それに教習所の「赤」信号は、きっと中の電球が古くなっているのだろう、「赤」というよりも「黒」に近いぐらいだ。つまり、交通信号のルール（コード）においては、信号灯の「色」それ自体が重要なのではない。「進行禁止/進行（進行可）」という対立を指し示すことのできる＜差異＞が重要なのだ。青信号は、「赤」や「黄色」ではない限りにおいて、「通過」という意味を持つ。だから、画家にとっては青と緑はまことに大きな違いだが、交通信号のルールにとっては、「青」と「緑」の違いは重要ではない。記号システムが「差異の体系」といわれる理由もここにある⁴。

³ 道路交通法施行令によれば、「黄色」は、停止位置に近いために安全に停止できない場合を除く「進行禁止」を意味するが、ここでは、表記を簡便にするために、黄色は「注意」を意味するとしておく。

⁴ 記号は実体として一つの意味を有するというよりは、ひとまとまりの記号体系内の諸記号の配置によって決まる。したがって、記号は、他の記号との「差異」によって意味が生み出されると考えることができる。交通信号は、三つの単位からなる「差異の体系」である。詳細に見てみると、この

記号作用は、重層的に意味を表現することができる。あなたは、教官に「赤信号はく止まれ」を意味する」と口頭で指示されつつ、現実の行為の中で、「赤信号」(記号表現)を知覚して「進行禁止」(記号内容)の行為を行う、という一連の行為を行う。教官の教示行為が体现するのは、道路交通法のルールである。従って、ここには、知覚と行動に関わる現実のコードに対して、そのコード自体を記号意味部とする赤信号についての交通ルールの記号関係(法コード)を考える事ができる。

2. 法コード

1. 現実コード

記号表現部： ／赤信号では停車／ (規範文)	記号意味部： 「赤信号では停車」 (規範命題)	
	記号表現部：赤の知覚	記号意味部：停車行動

この第二の記号関係は、言わば交通ルールの「文字どおりの」意味(直示的意味:デノテーション)を表す。しかし、記号関係は更に展開・重層化されて、その記号関係の上に別の意味体系を表示するもう一つの記号関係が構築されうる(バルト 1972, 1980)。

あなたの横で見守るこのいかにも事務的な風情の教官が発する言葉の言い回しや抑揚や彼の命ずる規範の言葉の中に、彼のいらいらした気分や彼の怒りっぽい性格、あるいは彼が恐らく強調したいであろう「先生」の権威的役割、等をあなたは思わず「読んで(意味づけして)」しまわないわけにはいかない。あるいは、法律や法律制度をなんとなく権威的でよそよしいものであると感じているあなたは、教官の言葉に「法」の権威主義を感じ取るかもしれない。その時、法の直接的な意味(デノテーション)に伴って、情動的な付加的な意味(共示的意味:コノテーション)が表現・伝達・把握されている。この第三の記号関係は、第二の記号関係に比べて、より感情喚起的で、曖昧・多義的な記号＝意味表現である。人は、道路交通法のコードを、現代社会秩序維持のための枢要なルールと感じるかも知れないが、まったく別様な意味、例えば、法が字義に拘泥し、権威主義的であると感じているあなたにとって、そこに権威主義と形式主義のイメージを読み取るかもしれない。

三つの単位間の関係は均質ではない。信号の記号意味部に関して、「禁止」と「通過」は対立概念だが、「注意」はく禁止されておりかつ許可されている>ものとして、両者の「混合辞項」として、三者は特有の構造として組織化されている。

3. 法のコノ テーション	記号表現部： 「法」（or それを体現する教官）の特性的 表現		記号意味部： <権威> 権威主義	
	記号表現部： ／赤信号では停車／ （規範文）		記号意味部： 「赤信号では停車」 （規範命題）	
2. 法コード （法のデノテ ーション）				
1. 現実コード				

3.2 法の象徴的機能－米国禁酒法のコノテーション

明示的で直接的な記号作用（デノテーション）の上に重層的に成立する記号作用（コノテーション）は、従来「法の象徴的機能」（千葉 1977-78）という名の下において研究されてきた研究テーマと重なり合う。

「法の象徴的機能」とは、人々の行動に直接影響したり特定の政策や社会統制の目的を達成したりする手段としての「手段的機能」に対照して、法に対して大量の組織的逸脱が観察できる場合、つまり法的手段的な働きが無効化しているように見える場合でも、その法が存在するという事自体が何らかの重要な意味を有すると考えられるような立法・法的行為の特殊な存在態様を指している（Gusfield 1963）。

例えば、アメリカ合衆国で1920年に施行され1933年に廃止されるまで国内における酒の製造・販売・輸送を禁じた合衆国憲法修正18条（いわゆる「禁酒法」）がある。酒の製造や飲酒は人間文化にほぼ普遍的に見られる行為だが、自由の国とイメージされているアメリカで、酒が法律なく憲法によって禁止されたということを知るのは、大きな驚きだろう。もちろん、アル・カポネの暗躍でも良く知られるように、この法は組織的に逸脱され、酒の密造が行なわれて地下のバーでは飲酒は実際には広く行われていたわけだから、このような実際にまったく働かない法というのは一見「不合理」なものにも思える。しかし、禁酒法をある種の「記号＝象徴」として観察してみると、禁酒法は、たとえ守られないとしても、その存在自体が社会的に重要な意味を担ったと考えられる。

合衆国はヨーロッパからのプロテスタント系の人々によって建国されたが、彼らは、基本的に、「しらふ」を重んじて反飲酒の立場に立っていた。19世紀末にヨーロッパからのカトリック系移民が増加し、発展する都市の労働者階級となっていくとき、当初の反飲酒運動は教育的に悔い改めさせるというソフトな方策で行なわれていたが、カトリック系移民の更なる台頭に対して農村部旧住民であるプロテスタント系の人々は、飲酒規制立法というハードな方策をとり、公的な意味を有する立法という手段を通じて、自己の価値と生活様式に対する敬意と社会的優越の認知を求める象徴的宣言をおこなったのであった。禁酒法は、飲酒の禁止という手段的な意味を超えて、法の存立自体が特定の階級・宗教・生活様式の社会的地位・価値の宣言という重要な

意義、つまりコノテーションを有していたのである (Gusfield 1963; 北村 1985; 北村・千葉 1988)。

3.3 「らい予防法」にみる法のコノテーション法が恐怖と差別を生み出す

教習所における交通ルールや教官の＜権威主義＞であったなら、たわいのないことと我慢できるかもしれないが、法がより強力な、そして差別的なコノテーションを持つこともある。

患者の強制隔離や外出制限などを規定して、施設内で強制労働、監禁、断種、堕胎などを強要し、「人間」として享受すべき権利を奪ってきた「らい(ハンセン病)予防法」(1953)が 1996 年に廃止された。「民族を浄化し、優秀な国民をつくる」という優生思想のもと、隔離政策が国によって進められた。早い時期から、らいの感染力の弱さが指摘されてきたにもかかわらず、また、その後海外で特効薬が開発されて在宅治療も可能になり、本来はらい患者をらい予防法により隔離する必要はなくなっていたのである(大谷 1996)。つまり、「らい予防法」の、「らいを予防する」という手段の機能は果たせなくなっているにもかかわらず、法が廃止されなかった結果、らい病に対する隔離を要する「恐ろしい伝染病」という法のコノテーション(イメージ)が存続・増幅して、社会への恐怖と、患者・家族への偏見、差別を助長してきた。

らい予防法のデノテーション、つまり意図された意味・字義どおりの意味(手段的機能)は、医師の届出義務、国立療養所の設置、患者の入所措置、強制隔離や外出制限、患者の福利増進などであったが、そのデノテーションがそれ自体記号(記号表現)となつて、差別的なコノテーション(記号意味)を人々の中にイメージとして作り出し、それが今度は法的手段的な諸規定を正当化するという循環的なメカニズムで差別構造が維持・増幅されたと考えることができるだろう。

2. 法のコノテーション

1. 法コード(法のデノテーション)

記号表現部： らい予防法における 「らい病」「らい患者」		記号意味部： 「不治の病」「恐ろしい 伝染病」
記号表現部： 「らい予防法」	記号意味部： らい予防	

恐怖・偏見・差別

3.4 交通法規の意味論—「飲酒運転者」のイメージを創出する

次に、「飲酒運転」をめぐる米国交通法と判決を素材に、法の記号作用を通じて、より複雑なコノテーションが創出される場合があることをみてみよう。

そもそも市民にとって交通事犯は市民が誰もが犯す可能性のあるものであるし、ま

た、その警察による取り締まりも散発的なものだ。その意味で交通事犯の犯罪性は曖昧であるといってよい。ところが、この曖昧な犯罪性の領域において、米国の交通法規上、居眠り運転などの事故誘発可能性の高い状態や年齢・性別といった条件は過失認定上重要なはずなのにも関わらず、法的なカテゴリーとしては存在していない。これと対照的に、飲酒運転は他の交通事犯と比べて非常に厳しい罰則が規定されている。また、裁判所も、飲酒運転事故について、飲酒運転者は社会的な「脅威 (a menace)」であると判示する。米国の飲酒運転に関する法行為には、飲酒運転が社会の敵であり脅威、「酩酊殺人鬼 (a drunken killer)」であるという強力なイメージが埋め込まれていて、その行為の反道徳性がこのイメージを通じて、飲酒運転による自動車事故の危険性をドラマティックに表現・伝達していると分析できる (Gusfield 1981)。

もちろん、飲酒運転は「危険」で「悪いこと」だから、こうした法的な扱いは当然のことと考えることもできよう。しかし、問題は、法が飲酒運転(者)をこのようなものとして描くことによって、自動車事故の原因として、自動車そのものの設計や道路の状況、性質、デザインなどに関する政策に対する考慮を無視させることにある。

このように、法は、飲酒のみが自動車事故の原因であるという現実についてのたった一つの見方に信任を与え、飲酒運転者を暗黙に道徳的な逸脱者、反社会的な人間として道徳的な意味づけを行なうことによって、多様な現実を一方向に誘導するコノテーション＝イメージを伝達することがありうる(ここでは、そのイメージの是非の問題は問わないこととする)。

このように、法におけるコノテーションの記号作用は、時として、特定な強力な意味表象(イメージ)を私たちの内部に作り出し、そのイメージを「創出」されたものではなく、自然で当然な「現実」そのものと感じさせる働きをすることがある (Gusfield 1981; 北村 1985)。

4. 法廷における「事実」の認定と構築

4.1 リアリズム法学における「事実」

裁判において、「事実認定は裁判の要」といわれるが、事実認定とはなんだろうか。日本語の「事実認定」に当たる英語は「fact-finding (事実発見)」だが、これらの言葉には、「生の事実」といったものが唯一動かしがたいものとして客観的に存在しており、あとはそれをいかに「発見」するべきかが問題だ、という想定(あるいはレトリック)が存在するようにも思われる。

伝統的には、裁判は、事実認定とその事実への法律の適用という二つの構成要素からなるとされ、事実認定は証拠の素朴で受動的な反映とされるとともに、法適用は機械的な過程と考えられていた時代があった。つまり、「事実」を投げ込むと自動的に判決をアウトプットする自動機械、あるいは、法概念の論理的計算機としての裁判官

というイメージである。

米国では、こうした考えに対する根本的な批判は、いわゆる「リアリズム法学」の法学者・実務家たちによって行われた。リアリズム法学は、一方で、判決における法的ルールが決定的な役割に疑問を呈する(「ルール懐疑主義」)とともに、他方で、「事実の不確定性」が唱えられた(「事実懐疑主義」)。後者の主張を代表する、米国の著名な法学者であり合衆国連邦控訴裁判所判事ジェローム・フランク(1970)によれば、裁判官・陪審・証人は記憶違いや誤解から自由ではないし、彼らの政治的信条、経歴境遇、性格、などの主観的・非合理的に大きな影響を受けるために、裁判における事実は不確定であり、「事実認定とは過去の客観的な事実についての裁判所の主観的推測に過ぎない」とした。フランクは、この意味において、裁判における「事実」は発見されるものではなく「作られる」ものであると主張したのであるが、これはありのままの「事実」(生の事実)というものを否定したのではなく、伝統的な裁判所の実事認定の方法の欠陥から生じる不正義を是正するための改革の必要性を説いたのであった。

4.2 「事実の創出」としての実事認定

このように、フランクは、裁判において「事実」というものが「作られる」という事態を、憂慮すべき事態として否定的に捉えたのだが、異なる角度からではあるが、現代の社会科学においては、「事実」が「作られる(構築される)」ということの意味をより積極的に真剣に受け止めようという考え方が広く受け入れられている。

一般に、社会生活のうえでわたしたちがどのように「事実」を確定するか考えてみよう。わたしたちは、「生の」事実といったものがあるようについ考えがちである。例えば、身体の物理的な動きがそれにあたると考えられるかもしれない。だがこうした「事実」に関する理解は、それ自体、特殊な目的や状況における一つの「観点からの記述」に過ぎない。例えば、「地表から1メートルの位置に上げられた右手がゆっくりと下にさがり近傍の他者に触れる」という身体の動きの「客観的」記述があるでしょう。これも「生の」事実というよりも、例えば、ある種の体操やダンスをしているときに右手の動かし方に関する指導者の指示、といった特定の視点から、ある文脈において行われる記述なのである。つまり、実際の社会のなかでは、身体の動きや出来事は、特定の具体的な社会的状況(脈絡)のなかでしか生じようがないのであって、特定の文脈から切り離された「生の」出来事(事実)それ自体といったものは一つの抽象に過ぎない。

例えば、上記の動作は、行為者が医師でありそれが診察室という場面で起きていることならば、その手の動作は、一連の前後の動作と関連のあるまとまりとして把握されて、「医師が患者を診察・治療している」という「事実」として理解されるだろうし、行為者が医師であっても電車という場面でそれが行われたならば、「A が電車内で違法な振るまいをする」という「事実」として理解されることになる。つまり、わたしたちが「事実」と呼ぶものは、現実の文脈から切り離された「生の」事実といったものではなく、そ

の行為や出来事の社会的な文脈を常に伴った「意味」のことなのだ。わたしたちが「事実」とよぶものには常に行為や出来事の文脈が組み込まれている。別の言い方をすれば、「事実」(の記述)とは必ず特定の視点から諸要素を一つの意味あるまとまりの全体として秩序付けることにより「創出された」ものであるということだ。

5. 法の物語・法における物語

5.1 法と物語

そのような「特定の視点からの諸要素の有意義なまとまりの秩序」が「物語り(ストーリー)」である。法の世界には「物語(ストーリー)」があふれている。人々は、弁護士のもとを訪れて自己の関わるトラブルのストーリーを語り、弁護士は依頼者の話を、権利・義務あるいは犯罪という法的な言葉遣いと枠組みのストーリーに作り上げる。法廷では、証人は出来事に関するストーリーを証言し、原告と被告あるいは検察官と弁護人は、それぞれの立場から、そのストーリーを利用したり反駁したりしながら、事案に関する時には敵対的なストーリーを戦わせあう…。確かにわたしたちは裁判と法廷をめぐる多様な物語＝ストーリーの存在についてこうしたイメージを持っている。しかし通常、法がストーリー(物語)であるということを真剣に受けとめることはなく、単なる比喩と考えられている。そもそも、「厳粛」で「真面目」な裁判の世界と、「遊び」や「フィクション」に属する物語やストーリーとが関わりがあるはずが無いし、裁判では「お話」ではなく、「真実」を発見しなければならない、というわけだ。

ここで「物語(ストーリー)」とは、個々の小説や童話としてのみ理解されるものではなく、世界を意味のあるものとして理解し生きようとする私たちの本源的な衝動に根ざしたものであり、世界と自己を有意義なものとして意味づける形式ないし原理として理解されたものである。私たちはストーリーの形式を用いて、一連の出来事の素材をある筋に基づいて時間軸に沿って有機的全体として意味を持つよう縫いつなぎ合わせる(ブルーナー 1999:137)。私たちは、自己や他者や世界を理解するときに、そうした意味的な全体化作用を行っており、物語において、人は自己と世界を、個々の出来事が物語の全体との関係において意味を持ち、また逆に、その全体も個々の事象や行為の配置によって常に刷新されて理解されていくような展開する循環関係の中で把握している(ブルーナー 1999; Amsterdam and Bruner 2000)。

「物語という表現形式で経験を表すわれわれの能力が、ただの子供の遊びではなく、文化の中で営まれるわれわれの生活の大部分を支配する意味を形成する手段としてあるということである。その範囲は寝る前の独り言から、法制度下での慎重に考慮した証言にまでわたる」(ブルーナー 1999:137)。

出来事や事物や諸行為は、時間的秩序に沿って選択的に一定の文脈の中に配置され、出来事の意味とその文脈が相互規定的に構成されつつ、有意味なものとして理解可能となる。「物語は時間という次元を持つ、人間の行為の象徴的記述である。物語には、始まり、中間部、および終結がある。物語は、プロットすなわち筋と呼ばれる、認識可能な出来事のパターンによってまとめられている。」(サービン 1991: 169)

人文社会科学の諸分野において、物語とは人が世界を生き、理解する際の根本形式であるとの了解が広まりつつある(Polkinghorne 1988; リクール 1987, 1988; Jackson 1988)。物語とは、「人々が自己の時間的経験を有意味な全体へと組織し、自己の人生の出来事を、展開していくテーマ群に統合していくための類型」(Polkinghorne 1988:163)なのである。

例えば、ある行為や出来事を明確に伝達するためには、最低限、「行為者、場面、手段、意図、行為」といった、それらの行為や出来事の「文脈」に言及する必要があるだろう。上記の例に当てはめてみれば、ここで「事実」とは、「医師が、診察室で、手で、診察・治療のために、患者を触診する」ということであるから、「事実」の理解には、「誰が、どのような状況で、どうやって、どういう理由(目的・意図)で、何をしたのか」という諸要素の特定を組み立てかた、つまり緒情報を整合的に配列して一つの筋立てとしてまとめあげる操作である「物語(ストーリー)」の形式がすでに含まれている。

さらに、医師(「行為者」)が電車内で(「場面」)他人を触った(「行為」)場合には、特定の行為者(医者)に期待される行為(診察・治療)とその行為の状況(電車内)との間、つまり「行為者－場面－行為」という諸要素間に齟齬(通常の規範からの逸脱)が生じることになる。これが引き金となって、「意図(動機)」が探索されて、「医師が電車内で違法行為を行った」というストーリーが作られていくかもしれないし、あるいはまた、「場面(状況)」が改めて見直されて、「医師が電車内で急病人を診察した」という別の物語が構築されるかもしれない。

このように、物語の構築という視点から捉えてみるならば、裁判における「事実認定」もまた、素朴な意味において「生の事実」の「発見」ではありえないことになる。証拠や証言は「生の事実」を指し示す透明な媒質であり、陪審員や裁判官はそうした情報を受動的に裁判に反映させる純粹無垢な媒体であるという想定はフィクションなのである。

5.2 法廷における物語

裁判では、大量の情報、時には相矛盾する証拠や証言が出来事の時間秩序と無関係に法廷に提出される。こうした大量情報の海のなかから、陪審員たちは日常生活においても人々が暗黙裡に用いている知識や推論方法を使って、情報を取捨選択し適切な文脈に配置して出来事(ここでは犯罪が疑われている行為)の整合的で理解可能な「意味」を見出していく。法廷において弁護士や陪審員(以下、日本の裁

判員についても当てはまる）が裁判の展開を理解して争点についての判断を可能にする形式もまた「物語」と考えることができる。

「物語の本質的な諸要素は、ある「状況」において、ある「手段」を用いて、「目的」を獲得するために「行為」する「行為者」である。行為者は人間である場合もそうではない場合もある。イソップ童話におけるように動物かもしれないし、教会、国家、権利、といった登場人物の場合もある。物語は、典型的には安定的な状態（通常の、期待されている、正当な事物の状態）から、ある種の逆転、反転、分裂（トラブル）を通して、このトラブルを正したり処理したりする試み（あるいは、その挫折）から、過去の状態の回復あるいは新たな状態の確立へと進行するものである」（Amsterdam and Bruner 2000:46）。

物語りの一般的な構造を視野に納める法社会学的研究の一つに、ベネットとフェルドマンの陪審研究(Bennett and Feldman 1981=2007)がある。かれらによれば、刑事裁判における判断の基礎として、一般市民たる陪審は法の専門家と「物語り(story-telling)」という社会的な判断枠組を共有しており、その機能は、出来事を行為者・手段・動機・状況などに選択的に配置し明確な意味を付与することによって複雑に錯綜した出来事を法のカテゴリーに妥当する形に変換するメディアだとされる。つまり、陪審の評決の基礎となる証拠の認知・判断は、提出された証拠の要素ではなく、それらが物語りの全体へと組織される程度に依存する、ということである(Jackson 1988)。

陪審員が出来事の意味を判断する(事実認定する)過程を、仮説事例により例示してみよう。ある朝妻がベッドで死亡しているところを夫が発見して通報した。夫が被告人となった裁判で、複数の検察側証人が、夫が妻に高額の生命保険をかけていたこと、妻の胃から毒物が検出されたこと、夫が毒物を納屋から自宅に持ち込んだこと、妻は就寝前にホット・チョコレートをのんだこと、居間の暖炉から焼却された毒物が検出されたこと、などを証言した。陪審員はこうした様々な情報を、「誰が(行為者)」、「どのような意図で(動機)」、「どのような状況で(場面)」、「どのように(手段)」、「何を行なったのか(行為)」ということを中心に起承転結のある物語のプロットとして秩序付けていく。この事案の意味構築の推論過程は次のようにモデル化できる。第1に、裁判事案の物語の中の「中心行為」「殺人か自殺か事故か」の見当がつけられ、第2に、中心行為をめぐる様々な情報が取捨選択されつつ様々な日常的(常識的)な知識・推論に基づいて物語の構成要素として結び付けられ(例えば、「夫婦であれば毒物を飲み物に混入させる機会が多い」「生命保険の被保険者が死亡すると受取人は高額保険金を請求できる」「ホット・チョコレートに混ぜれば毒物の匂いは消せる」など)、第3に、こうして構築された物語が、類似ケースについてのわれわれの経験的知識に基

づいて、その情報間の整合性と完全性がテストされる(「矛盾は無いか? 情報は十分か? このようなストーリーは可能か? よくあることか?」)。この過程を行きつ戻りつしながら、出来事(事案)の意味が確定されていくのである(図1参照)。このようにして、首尾一貫した物語が展開しうる場合に、判断者は「合理的な疑いを超える」確信にいたるものと考えられる。

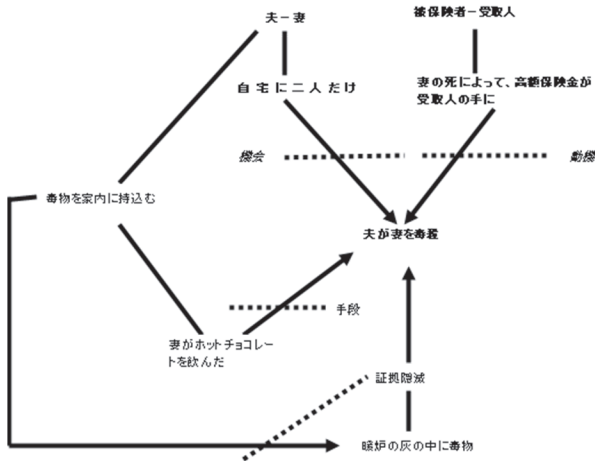


図1 物語モデルに基づく陪審員の推論過程の例示 (ベネット・フェルドマン 2007:53)

この主張を裏付けるために、彼らは社会心理学的な実験をおこなって、模擬証人が様々なストーリーを模擬陪審員に聞かせて、その「物語の実際の真偽」と「聴き手の信憑性(真偽)判断」との関係が検討された。その結果、二つの変数の間には相関関係は無く、聞き手の信憑性判断は物語の「曖昧性」(物語に解釈の余地がある、矛盾がある、欠けている部分がある、など)の程度に依存することが見出された。

裁判官による事実認定も、原理的には、ベネットとフェルドマンが分析した、市民による判断と必ずしも異なるわけではないだろう。裁判官による事実認定は、主として「経験則」を用いるとされる。裁判官の判断は、証拠調べに基づいて合理的判断を行う自由心証主義によるが、その判断の合理性を担保するために「経験則」が利用される。それは、「個別的経験から帰納的に得られた事物の概念・事象についての法則的命題」とされている。

例えば、証人の証言内容は経験則に照らして検討されるが、それは、私たちが普段経験する「出来事の成り行き」に合致していると考えられるかどうか、という判断のこ

とである。物語の観点からは、経験則は、事案を構成する出来事に関する諸情報を結び合わせて首尾一貫した出来事（犯罪や紛争）の意味を確定する、つまり事案の物語（「出来事の成り行き」）を構築するために重要な役割を果たすものである。

法廷に提示され陪審員の判断対象となる物語は、検察官と弁護人が提出するものである。以上のような物語り構成という観点からは、法律家たちの法廷戦略が裁判事案の帰結に対して持つ効果や意味もまた、例えば弁護士がどれだけ華々しい弁論をしたかということ自体ではなく、それが当該事案が展開されていくストーリーの文脈のなかにどのように位置づけられるかによって決定されると考えられる。

ベネットとフェルドマンの研究で示された裁判での「物語」の働きについての議論は、さらに検証を必要とする仮説モデルである。陪審員や裁判員が実際の会話コミュニケーションの中でどのように推論を行って評決に至るのかというテーマは、経験的研究に基づく法社会学の重要で有望な研究分野の一つである

5.3 物語としての「紛争／トラブル」

法社会学の研究トピックの一つに「紛争（解決）」の問題がある。法や法制度は、社会の紛争を解決する手続きであると一般に考えられているから、それが重要な研究対象となることは自然なことだろう。しかし、社会の中で生じる紛争のうちほんの一握りしか裁判沙汰にはならないし、弁護士に相談される事案さへも少数である。

裁判所まで到達しないからといって、それらの紛争が社会やそこで生きる人々にとって重要でないわけではない。むしろ、人は様々なトラブルやめごとを日々経験している。そして、紛争は人々にとって主観的な（好ましくない、嫌な、正義に反した、不合理な、不都合な、対処を要求すること、などといった）経験としてまず立ち現れ、紛争の相手方や関係者とのやり取りのなかで相互主観的な現実となっていく（こうした、当事者たちにとって、主観的／間主観的に常に変容する紛争の意味を、以下では「トラブル」としておく）。

私たちはトラブルを、人間の根本的な経験形式の一つである物語りの時間性である、「プロット」ないし「筋立て」の中で理解する。そして、「筋の構造の中心は、人間の窮地とその解決の試み」（サービン 1991:169）であるとされる。つまり、私たちの出会うトラブルはそれ自体、物語りの形式として理解されていることになる。これは、理論的にそのように言うことができるというだけでなく、実際に、人々に日常的な「トラブル」についてインタビュー調査をして分析してみると、人々の語りは、圧倒的に、何らかの日常的で自明な通例性が不都合な経験に会い崩壊しその解決を模索する（あるいは、しない）という筋立て構造をなぞる形式に収斂していることが分かる（北村 2000）。

紛争経験に関するインタビュー調査に基づくイービックとシルビーの研究は、人々

の語りの中から 3 つの類型を析出している(Ewick and Silbey 1998)。第 1 の類型は、法を社会生活から疎外された超越的、公式的権威と捉えて法に服従する「服従的法意識 Before the Law」、第 2 の類型は、法を日常生活の内部で特定の価値や利益をかなえる戦略的道具として理解する「法内在的法意識 Within the Law」、第 3 に、法に囚われの身になっていると感じる人々が法とは異なる正義感覚に基づき日常的な小さなサボタージュや虚偽を通じて法の小さな裂け目から法に抵抗する「抵抗的法意識 Against the Law」という三類型のストーリーである。

著者自身が行った、米国に住む日系人／日本人の米国での紛争経験についてのインタビュー調査では、「戦略の物語」、「予防の物語」、「回避の物語」、「受容の物語」、「学習の物語」という 5 類型が見出された。「受容の物語」とは、トラブルに出会ってそれを甘んじて引き受けたり泣き寝入りしたりするという語りのパターン、「回避の物語」は、そもそもトラブルに出会わないように戦略を練って対処するという語り、「戦略の物語」はトラブルに際して様々な戦略によってそれを克服するという物語、「予防の物語」というのは戦略的にはじめからトラブルに出会わないように努力するという語りのスタイル、最後に、「学習の物語」は、トラブルに出会って苦労したことを教訓として利用するということが強調される物語の類型である。これらの 5 つのトラブル語りの類型の間には、構造的な連関が存在した(北村 2000; 2004)。

人々がそこで住まう「文化」というものを、人々が様々に異なるやり方で出会う問題やトラブルを解決するために用いるところのシンボル、記号、物語の道具箱と考えるなら、これらの物語類型は、「文化」のレパートリーを構成する、人々の社会的経験と文化的知識のストックをなしている。そして、こうした社会的・文化的知識ストックとしての物語諸類型は、トラブル物語の語り行為において具現化すると同時に、社会・文化的知識の構造を再生産してもいると考えられる(北村 2004)。

6. 法の意味の力と社会的世界

6.1 日常的世界の意味構成における法の役割

法は、その意味作用によって、世界に関する特定のイメージを作り出すだけではない。私たちが、法とまったく関わりが無いと考える単なる日常的な行為や認識に対しても、法の意味は内在的に深い影響を与えている。

法学の初歩的講義においてよく行われる次のような説明がある。普段何気なく行っている「日常的行為」はそれが法とは無関係のように見えても、実は、法的な意味を有する行為なのだ、という説明である。例えば、友人から昼ご飯代や本代としてお金を借りる行為が、契約書を書いたり判子を押したりしていないけれども、実は法律적으로는民法に規定される消費貸借と呼ばれる「契約」なのだ、というわけだ。この説明は決して間違っていないけれども、問題の意義はかえって見えにくくなるかもしれない

い。

この説明において、ひとつの「日常的行為」が「お金を借りる」行為つまり「借金」として記述されていることに注目しよう。次のような事実の経過があったとしてみよう。「法学の講義の後、友人 A が私の座っている机の上に何枚かの紙幣と硬貨を置いて教室を出て行き、私はその紙幣と硬貨を持ち去った。」この事実経過から、「私は A から金を借りた、借金をしたのだ」と述べるができるためには、実は様々な前提が必要である。私と A は共に金を貸し借りできるような資格を有する者（「法人格」）であること、その金は A の金である（「所有権」）こと、その金は A が捨てたり私にくれたり（「贈与」）したものではなく借りた（「貸借」）ものであること、他人の金なのだから借りた以上将来返す（「返済」）ことをしなければならない（「債務」）こと、少なくともこうした前提を理解していなければ、先の事実経過を「借金」という言葉を使って適切に記述することはできないだろう。「（法）人格」、「所有権」、「贈与」、「返済」、「債務」……これらはすべて法的な概念・カテゴリーである。つまり、そもそもある日常的行為の連鎖を一まとまり（単位）の「借金」という行為（「日常的」カテゴリー）であると把握する（記述する）ためにも、あらかじめ様々な法的な概念・カテゴリーを前提にしなければならないのである。

つまり、先の法学講義における説明のなかで「法的」として理解されるべきとされていた日常的行為は、改めて法的な行為として「解釈」される前にすでに法的な意味を前提として構成されていたわけだ。だから、法的意味は、人々の思考・内面により深く内在し、日常的行為自体を行なったり認識したり理解したりするための枠組みとして作動していると考えることができるだろう。

翻って考えてみれば、確かに、現代の日常生活において、「契約」や「法人」や「所有権」といった法的概念・カテゴリーを少なくとも暗黙裡に把握することなしに日々を送る事はできない。自己を、自由で平等な取引主体であり、権利能力・行為能力のある法人格を備えた者として少なくとも暗黙のうちに理解しているのでなければ、当然のようにスーパーで買物をすることもできない。

しかし他方で、日常生活における諸行為が法的意味を前提してしまっているにもかかわらず、私達はむしろ法は日常の生活とは独立した疎遠な存在であると感じている。その理由は、私達が暗黙のうちに思考・認識の枠組みとなる法的カテゴリーの意味をあまりに自然・当然なものとしてそうと気がつくことなく内面化しているので、それらを非法的な、つまり法とは独立した「日常的行為」として感じ、その結果、「日常的行為は、実は、法的な意味を有する行為である」という（転倒した）説明が違和感無く受け入れられることになるのである。

この点では、法は日常生活に対して外在的に影響を与え日常世界を変化させているというよりも、私達に深く内面化された法の意味が日常生活を内在的に「創出（ないし、構築）」しているといってもよい（Sarat & Kearns 1963）。

6.2 法の意味による社会的現実の創出

法は特定の事物を名づけて意味を付与し、その意味が一定の状況において優先される、という働きをする。そこに「意味としての法」の一つの現れを見ることができる。

あなたと彼(女)はお互いに愛し合っている。二人はいつも一緒にいたいと思う。二人は、「結婚しようよ」と約束しあった。「愛があれば婚姻届などという形式なんか必要だよ」と話し合っ、婚姻届を出さないことにして、二人の共同生活が始まった。

愛し合うあなたと彼(女)がこの＜共同生活＞にどのような思いを込め、それをどのように名づけ、どのような意味を与えているのか。これは二人以外には分からない。二人にとってその生活は、おそらく、名づけることなど出来ない、日々生まれつつある創造的關係としかいいようのないものだろう。

しかし、法は、二人の共同生活に特定の意味を付与する。その意味は、この名状しがたい関係を「婚姻/内縁」という二項対立の枠組みの中の一つ(「内縁」として理解されるものとして名づける。ただし、二項対立といっても、この二項は同等なものではなく、階層化されている。「内縁」は「婚姻」より価値的に下位として位置付けられている。従って、あなた達二人が、婚姻届という形式を必要とする「婚姻」制度に抵抗する意図を持っていたとしても、二人の「内縁」の選択は、この「婚姻/内縁」という法的枠組み内部の対立項として解釈されるしかない。だから、婚姻届を出さないという彼らの＜抵抗＞自体が結果的に彼らをこの法のコードに従属させ、むしろ「婚姻」制度をある意味で支え、強化することになると言える。人は婚姻制度(家族制度)を維持するために結婚するわけではない。お互いの愛情に基づいて、生活を共にするために結婚する。その結果、婚姻制度は暗黙に肯定され続けることによって再生産されることになる。

法のこのような強力な意味形成力を一種の「権力」と考えることもできる(ブルデュー 1988)。重要なことは、この「権力」は、意味が誰かから押し付けられることとしては必ずしも経験されない(もし押し付けられていると感じたら、それに＜抵抗＞する事は容易だ)。むしろ、愛し合う二人にとって「結婚しようよ」という約束が「当たり前で自然なもの」であるように、私達にそれが当たり前で自然な社会の形式であり、動かしがたい事実であると感じさせることによって、それを反省的に疑い現実が別様でも有り得たことに思いを巡す可能性を排除してしまうような力なのである。つまり、この意味において、法の「権力」とは、法的ルールの違反者に制裁を課することができる力に存するというよりは、法的なイメージとカテゴリーで記述される「意味」の世界が、人々が生きるべき唯一の世界であるということを私達に説くその能力に存するのである。

6.3 結語

法社会学が研究する「社会」や「法」は、意味の(相互)理解という私達の行為を通じて、記号と意味の複雑な体系としてたち現れてくるような存在である。本稿では、記号／象徴／物語の働きによって理解され作動する「意味としての法」という視点から、

私達の日常的な基本的な経験から出発して、法的世界がどのように現象し理解されることにより、「法」という意味をつくりあげ、同時に、「法」がどのように私達の日常的な行為を形作っているのか、について若干の検討をおこなった。

〈法と社会〉を考える際に、法が「意味」的な存在であることは、ある意味では自明視されている。しかし、それゆえにこそ、そのことの意味は必ずしも〈法と社会〉研究の研究のなかで真剣に受け取られておらず、それ自体として研究対象になってきたとは言えないように思われる。

本稿は、法を意味的存在として、意味作用の織物としてみる見方の一端を検討することを通じて、これまでとは異なる角度から「法」に関する理解を浮かび上がらせるとともに、それによって、〈法と社会〉の経験的研究に向けて、一つの研究課題と方向とを示唆しようとした。

[参考文献]

- Amsterdam, Anthony and Jerome Bruner (2000) *Minding the Law: How Courts Rely on Storytelling, and How Their Stories Change the Ways We Understand the Law and Ourselves*, Harvard University Press.
- Austin Sarat and Thomas Kearns (1993) “Beyond the Great Divide: Forms of Legal Scholarship and Everyday Life”, in Austin Sarat and Thomas Kearns (ed.) *Law in Everyday Life*, Ann Arbor, The University of Michigan Press.
- バルト, ロラン (1972) (佐藤信夫訳) 『モードの体系: その言語表現による記号学的分析』みすず書房.
- バルト, ロラン (1980) (篠沢秀夫訳) 『神話作用』現代思潮社.
- Bennett, W. Lance and Feldman, Martha S. (1981=2007), *Reconstructing Reality in the Courtroom*, Rutgers U.P. (北村隆憲訳 『法廷における現実の構築—物語としての裁判』日本評論社. 2007 年)
- ブルーナー, ジェローム (1999) 『意味の復権—フォークサイコロジーに向けて』(岡本夏木=仲渡一美=吉村啓子訳) ミネルヴァ書房.
- 千葉正士 (1977-78) 「法と文化 I—XII」法律時報 49 巻 6, 8, 9, 11-13, 50 巻 1-6 号.
- 千葉正士 (1988) 『法社会学—課題を追う』成文堂.
- 千葉正士 (1991) 『法文化のフロンティア』成文堂.
- Ewick, Patricia and Silbey, Susan (1998), *The Common Place of Law: Stories from Everyday Life*, University of Chicago Press.
- ギアーツ, クリフォード (1987) (吉田禎吾・柳川啓一他訳) 『文化の解釈学 I』岩波書店.
- Gusfield, Joseph (1963) *Symbolic Crusade: Status Politics and the American Temperance Movement*, Urbana, Ill.: University of Illinois Press.

- Gusfield, Joseph (1981) *The Culture of Public Problems: Drinking - Driving and the Symbolic Order*, Chicago, The University of Chicago Press.
- ブルデュー, ピエール (1988) (石崎晴己訳)『構造と実践』新評論.
- フランク, ジェローム (1970)『裁かれる裁判所(上・下)』弘文堂.
- 岩谷十郎 (1997)「法的象徴空間としての最高裁判所」森征一・岩谷十郎編『法と正義のイコノロジー』慶応義塾大学出版会.
- 池上嘉彦 (1984)『記号論への招待』岩波書店.
- Jackson, Bernard S. (1988) *Law, Fact and Narrative Coherence*, Deborah Charles Publications.
- 堅田剛 (1985)『法の詩学—グリムの世界』新曜社.
- 神長百合子 (1996)『法の象徴的機能と社会変革—日系アメリカ人の再審査請求運動』勁草書房.
- 川島武宜 (1982)「法的過程におけるコミュニケーション—法律学と法社会学の接点」『川島武宜著作集 第三巻』岩波書店.
- 北村隆憲 (1985)「法の象徴的機能と劇的過程」東京都立大学法学会雑誌 26巻第2号.
- 北村隆憲 (1993)「物語と法社会学」法社会学 45 号 238-242.
- 北村隆憲 (2004)「法の物語と紛争の語り」法社会学 60 号 59-75.
- 北村隆憲 (2000)「トラブルの物語分析—在米日本人に対する面接調査に基づいて」東海法学 24 号 55-91.
- 北村隆憲・千葉正士 (1988)「法の象徴的機能とガスフィールドの意義」法律時報 60 巻第 10 号 72-75.
- 大谷藤郎 (1996)『らい予防法廃止の歴史』勁草書房.
- Polkinghorne, Donald E. (1988) *Narrative Knowing and the Human Sciences*, State University of New York Press.
- リクール, ポール (1987, 1988)『時間と物語(Ⅰ・Ⅱ)』(久米弘訳)新曜社.
- リーチ, エドマンド (1981) (青木保・宮坂啓造訳)『文化とコミュニケーション—構造人類学入門』紀伊国屋書店.
- サービン, セオドア (1991)「心理学の根源的メタファーとしての語り」(長田久雄訳)『現代のエスプリ』286 号 169-187.
- 竹内芳郎 (1981)『文化の理論のために—文化記号学への道』岩波書店.

きたむら たかのり(本学法学部教授)